

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、公営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和4年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理に関する事務
②事務の概要	・住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で住宅を賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①公営住宅入居資格の確認及び入居者の決定に関する事務 ②公営住宅の使用料等の決定及び徴収に関する事務 ③公営住宅の使用料等の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理に関する事務 ④公営住宅の入居者の収入状況の報告に関する事務 ⑤公営住宅の入居者の名義変更、同居承認等に関する事務 ⑥公営住宅の入居者の収入超過者及び高額所得者の認定に関する事務 ⑦公営住宅の明け渡しの請求等に関する事務
③システムの名称	総合行政システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富良野市建設水道部都市建築課
②所属長の役職名	都市建築課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市建設水道部都市建築課(電話0167-39-2316)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	その他の事態を発生させるリスク	その他の事態を発生させるリスク	事後	
平成29年3月30日	I-5-② 所属長	都市建築課長 中村勝利	都市建築課長 小野 豊	事後	
平成29年3月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月26日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月26日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成30年7月12日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	事後	
平成30年7月12日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	事後	
平成30年7月12日	I-5-② 所属長の役職名	都市建築課長 小野 豊	都市建築課長	事後	
平成30年7月12日	I-7 請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市建設水道部都市建築課(電話0167-39-2316)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	事後	
平成30年7月12日	I-8 連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市建設水道部都市建築課(電話0167-39-2316)	事後	
平成30年7月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年3月30日時点	事後	
平成30年7月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年3月30日時点	事後	
令和1年6月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年3月30日時点	平成31年3月29日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年3月30日時点	平成31年3月29日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年3月29日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年3月29日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条</p>	事後	